

「宇都宮市保育の実施選考基準」の主な見直しの経過について

- 平成 19 年 1 月
「宇都宮市保育の実施選考基準」の策定（社会環境の変化への対応）
 - ・ 就労形態の多様化
⇒ 「基準指数表」において、就労形態（居宅外・自営・内職）等を細分化
 - ・ 女性の社会参画機会の増加
⇒ 「調整指数表」に産休・育休明けの再入所希望を新たに設定

- 平成 22 年 11 月
保育の実施選考基準指数表のうち「調整指数表」の見直し（経済環境の急激な悪化への対応）
 - ・ 母親の長時間勤務が増加
⇒ ひとり親世帯の親族協力者の有無による細分化。加えて、児童虐待防止に寄与する指数を新たに設定（厚生労働省の「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い」による）
 - ・ 早期復職（育休後）の増加
⇒ 兄弟姉妹が入所している場合の指数の配点増

- 平成 26 年 9 月
保育の実施選考基準指数表の見直し（子ども・子育て支援新制度への対応）
 - ・ 保育の必要性の認定
⇒ 「基準指数表」において、夜間勤務を含む、月当たりの就労時間に基づき指数化
⇒ 「基準指数表」にDV・虐待を新たに設定
 - ・ 優先利用に係る配慮事項の設定
⇒ 「調整指数表」において、産休・育休明けの再入所希望に係る配点増
⇒ 「調整指数表」に保育に従事する者（保育士・看護師）の確保に係る項目を新たに設定

- 平成 27 年 9 月
保育の実施選考基準指数表のうち「調整指数表」の見直し（多子世帯への対応）
 - ・ 優先利用に係る新たな配慮事項の設定
⇒ 「調整指数表」において、多胎児を含む兄弟姉妹の同時申込みや、第3子以降の児童の申込みに係る項目を新たに設定